

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（直接補助） Q&A

●補助事業者の対象

Q.アルバイトの人が免許を取得するために補助を活用することはできるか。

A.できる。アルバイトは対象外とは規定していない。（要領第3条、要綱別表2、事業実施主体参照）

Q.民間施設の除雪業務のための資格取得者は対象となるか。

A.スーパー駐車場等の民間施設の除雪業務のみの場合は補助対象外。

Q.自動車教習所の夜間講習を予定しているが補助対象経費となるのか。

A.夜間講習も補助対象となる。

●増額申請の受付

Q.実績報告を増額で申請することはできるか。

A.できない。増額の変更申請手続きを行うことが必要。なお、申請受付期間後であっても申請可能だが、変更交付申請の交付決定前に着手済みの変更内容は補助対象とならない。

●教習所

Q.免許の講習について、県外だともっと回数があるが県外はだめなのか。

A.要綱第4条に記載のとおり、原則県内で免許をとることになっている。もし講習の定員漏れとなった場合は別途相談が必要。

●補助額の算定

Q.補助額の算定について、補助対象経費に1/3を乗じた額は千円未満を切り捨てするが、合計額で千円未満を切り捨てするのか。

A.要綱第3条に記載のとおり、資格取得者1人ずつの補助対象経費に1/3を乗じて得た額について千円未満を切り捨てすること。合計額ではなく1人ずつで千円未満を切り捨てすること。